国民健康保険についてのお知らせ

令和8年度国民健康保険税の改定および糖尿病性腎症重症化予防対策事業などについてお知らせします。

問国保年金課　①～③＝☎㊍834、④⑤＝☎㊍214

① 税率等および課税限度額の改定

所得割額、均等割額および課税限度額の改定により、国民健康保険税は次のとおり計算されます。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
課税対象年齢	0~74歳		40~64歳	0~74歳
所得割額（課税対象所得金額×右の各項目）	7.8%	2.5%	2.3%	0.3%
均等割額（被保険者1人あたり）	35,000円	15,000円	14,000円	1,789円
18歳以上均等割額（18歳以上の被保険者1人あたり）				187円
課税限度額（1世帯あたり）	660,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※課税対象所得金額（賦課基準額）とは、令和7年分の総所得金額等から基礎控除43万円を差引いた額
※合計所得金額が2,400万円を超える方は、段階的に基礎控除額が縮小されます。

●「子ども・子育て支援金制度」が始まりました

全世代や企業から拠出された支援金による子育て施策を拡充し、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みが、令和8年度から始まりました。

こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」

こども家庭庁公式note「最近話題の『子ども・子育て支援金制度』について」

② 軽減判定所得基準額の改定

低所得世帯に係る均等割額の軽減の基準額を引き上げました。

軽減割合	軽減の対象となる世帯
5割	前年分所得が 43万円＋（給与所得者等※の数－1）×10万円＋31万円×被保険者数以下
2割	前年分所得が 43万円＋（給与所得者等※の数－1）×10万円＋57万円×被保険者数以下

※一定の給与所得者（給与収入55万円超）および一定の公的年金等の支給（65歳未満：60万円超、65歳以上：110万円超）を受けている方

③ 国民健康保険税の税率改定が必要な理由

令和9年度に向けて国民健康保険税率と県が示す市町村標準保険税率の差を埋めるため、保険税率を改定する必要があります。

令和8年度の市町村標準保険税率との差は次のとおりです。

区分		国民健康保険税率（A）	市町村標準保険税率（B）	差（A－B）
医療分	所得割率	7.80%	8.25%	－0.45%
	均等割額	35,000円	50,160円	－15,160円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.50%	2.81%	－0.31%
	均等割額	15,000円	16,944円	－1,944円
介護納付金分	所得割率	2.30%	2.47%	－0.17%
	均等割額	14,000円	17,518円	－3,518円
子ども・子育て支援金分	所得割率	0.30%	0.30%	0.00%
	均等割額	1,789円	1,789円	0円
	18歳以上均等割額	187円	187円	0円

④ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業

市では、国民健康保険被保険者を対象に、糖尿病性腎症重症化予防対策事業を行っています。前年度の特定健康診査などの結果やレセプトデータに基づき、委託業者から通知を送付します。糖尿病を放置すると重大な合併症につながることがあります。通知が届いた方は、医療機関への受診や保健指導をぜひ利用してください。

⑤ 入院時食事療養費標準負担額の変更

入院中の食事代については、自己負担（標準負担額）が必要ですが、その負担額が6月から変更になります。

所得区分		限度額（1食あたり） 5月31日まで	6月1日以降
住民税課税世帯		510 円	550 円
住民税非課税世帯	過去12か月で90日までの入院日数	240 円	270 円
	過去12か月で90日を超える入院日数（長期該当）	190 円	220 円
	所得区分が低所得者Ⅰの方	110 円	130 円

所得区分について詳しくは、市ホームページをご確認ください。

※医療機関にマイナ保険証を提示することで、事前の手続きなく上記金額に減額されます。ただし、長期該当の減額を受けるためには、市への申請が必要です。
※マイナ保険証を利用しない場合、住民税非課税世帯の方は、市への申請が必要です。

情報公開制度・個人情報保護制度

令和7年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況についてお知らせします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問総務課☎㊍230

情報公開制度の実施状況（表1）

情報公開制度は、市が保有している情報を市民の皆さんの求めに応じて公開するものです。

個人情報保護制度の実施状況（表2）

個人情報保護制度は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するための制度です。

表1　請求・申出の受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	公開決定 公開	公開決定 部分公開	非公開決定	取り下げなど
請求	42件	42件	12件	23件	4件	3件
申出	27件	27件	7件	11件	1件	8件
合計	69件	69件	19件	34件	5件	11件

表2　開示受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	開示	部分開示	不開示	取り下げなど
開示請求	34件	34件	21件	10件	3件	0件

※訂正・利用停止請求はありませんでした。

日日時・期間　場場所　対対象　内内容　持持ち物　定定員　費費用（記載がない場合は無料）　申申し込み　問問い合わせ